

担当課名	クリーンセンター
案件名	1,2号炉燃焼帯火格子先端修繕
案件の概要	1,2号炉燃焼帯火格子先端の修繕を実施する。
随意契約の種類	随意契約
契約年月日	令和5年10月20日
契約の相手方	大栄環境株式会社
契約金額	1,265,000円（うち消費税115,000円）
契約期間	契約を行った日～令和6年3月29日
随意契約とした理由	<p>本業務は、1,2号炉燃焼帯火格子先端の修繕を実施するものである。</p> <p>燃焼室内の燃焼帯部の火格子は、ごみを下段に移動させて焼却を行っているが、移動による摩擦と900℃以上の燃焼温度に晒されており、先端部の損傷が著しいのが確認されたため、修繕を実施するものである。</p> <p>ごみ処理施設は特殊な設備により構成されており、その修繕には施設に精通した者による実施でなければならない。</p> <p>また、焼却炉の稼働を行いながら修繕を進めていく必要があり、安全性を確保しながら修繕を進めていかなければならず、今回の修繕の実施にあたっては日々搬入されるごみ量の推移も踏まえ、厳密なスケジュール調整が必要となっている。</p> <p>以上のことから、当該業務を実施できるのは、現運転管理委託業者でもあり、機能・構造及び特性を十分に熟知しており修繕実績のある大栄環境株式会社しかない。よって、大栄環境株式会社と単独随意契約を締結するものとする。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当）</p>